

山梨県公報

第千二百四十六号

平成十三年

十一月二十六日

月 曜 日

目次

都市計画事業の事業計画の変更認可	六一九
企業局	
山梨県営まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程	六一九
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	六一九

告示

山梨県告示第五百三三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年十一月二十六日

一 施行者の名称 山梨県知事 天 野 建

二 都市計画事業の種類及び名称 山梨県知事

三 事業施行期間 天 野 建

四 事業地 天 野 建

1 収用の部分

平成元年山梨県告示第三十四号及び平成八年山梨県告示第四百二十八号の事業地に櫛形町大字小笠原字八幡廻の全部並びに字藤塚の一部並びに大字山寺字坂下、字日蔭田、字伊勢前、字野田、字若宮、字前畑、字久保、字南田、字下南田及び字宝伝並びに大字桃園字西條、字宮原、字中井畑、字東畑、字尾尻、字大新井、字八反

2 使用の部分
なし

企業局

山梨県企業局管理規程第十二号

山梨県営まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十三年十一月二十六日

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利

山梨県営まきばレストラン管理規程(平成六年山梨県企業局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「のうち、」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十三年十一月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

別表第三十の二中

一	長坂駅前広場丁字路	終日	タクシ	長坂	平元・五・八一六号
二	北巨摩郡長坂町長坂上条二、五七五番地先(長坂駅前広場入口ターミナル部)(道路標識等によって指定された区間)				

を

一 二	一 二
長坂駅前 丁字路	長坂駅前 丁字路
北巨摩郡長坂町長坂上条 二、五七五番地先(長坂 駅前広場口1タリ部) (道路標識等によつて指 定された区間)	北巨摩郡長坂町長坂上条 二、五七五番地先(長坂 駅前広場口1タリ部) (道路標識等によつて指 定された区間)
終日	終日
1タクシ	1タクシ
長坂	長坂
平成元年五月八日 告示第一六号	平成十三年一月 二十六日 告示第五〇号

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番